

訪問介護重要事項説明書

[令和8年4月1日現在]

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県保指指定令 第48号の41)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 まいむ
(2) 法人所在地 船橋市本中山1-7-10 キョウエイビル3F
(3) 電話番号 047-333-4000
(4) 代表者氏名 代表取締役 山根 政子
(5) 設立年月 平成16年3月1日
(6) 運営方針 「目くばり 気くばり 思いやり」の温かい介護を目指します。

2. 事業所の概要

事業所名	まいむケアサポート 【1270902313】
所在地	千葉県船橋市本中山1-7-10 キョウエイビル3F
サービスの種類	指定訪問介護
サービス提供地域	市川市、船橋市の一部

3. 営業時間

平日 : 月曜日 ~ 金曜日 午前9時~午後6時
休日 : 土・日・祝日及びお盆前後、12月30日~1月3日

4. 職員の体制

資格		常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名		業務管理
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤換算2名以上		サービス調整・管理
介護福祉士・初任者研修 ホームヘルパー1級・2級		常勤換算5名以上		訪問介護員

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

○身体介護

入浴介助・排泄介助・食事介助・清拭・体位交換等・自立支援にむけた見守りの援助

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の家事支援

(2) サービス利用料金

身体介護	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満
	265円 (244単位)	420円 (387単位)	615円 (567単位)
生活援助	20分～45分未満 (30分程度)	45分～	
	195円 (179単位)	238円 (220単位)	
身体介護に引き 続く生活援助	身体介護30分～に続き 20分～	身体介護30分 続き45分～	
	335円 (309単位)	405円 (374単位)	

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで） 25% ・ 早朝（午前6時から午前8時まで） 25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

(3) 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。サービス内容によりおおその目安時間がきまっております。また、所要時間の5～10分前にサービスを完了し、点検、活動記録の作成などを行います。時間を超過しますと、利用者のご負担増につながることをご了承下さい。

(4) 2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

- (例) ・ 体重の重い方などに対する入浴介助等重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

(5) 介護保険の給付対象とならないサービスについては、以下の料金となります。

サービス内容	身体介護サービス	生活援助サービス
～15分		600円

～30分	2000円	1400円
～1時間	3200円	2400円

平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、介護保険法に準じ、同様の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

(6) 初回訪問加算について

初回加算	200単位
------	-------

新規（2か月以上サービス提供を受けていない場合、要介護から要支援へ認定された場合、要支援から要介護へ認定された場合）に訪問介護計画書を作成し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら行う、または同行訪問した場合、上記の加算がつきます。

(7) 緊急時訪問介護加算について

緊急時加算	100単位
-------	-------

ご利用者やそのご家族からの緊急の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図った上で必要なサービスを、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護を行った場合、上記の加算がつきます。

(8) 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算	総単位数の26.6%
------------	------------

(9) キャンセルについて

利用者のご都合でサービスをキャンセルする場合、訪問介護契約書の第8条により下記のキャンセル料金がかかります。円滑なサービスをご提供させて頂く為に、当日のキャンセルはないようご協力お願い致します。

・前日18時までにご連絡を頂いた場合	無料
・ご利用直前もしくは連絡を頂かなかった場合	1000円

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員の交替

① ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(2) サービス実施時の留意事項

①指定訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

また、気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、サービスの変更をお願いする場合があります。

②備品の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(3) 保険給付として適切な範囲外と考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りさせていただきます。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃 等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ご本人のこだわりのある掃除や趣味や嗜好品の買い物
- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はご利用者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供④ 飲酒及び喫煙⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

7. 秘密保持及び個人情報の保護

事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます

9. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	山本 三千代
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. ハラスメント対策について

事業所が職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 身体拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また身体拘束等に係る記録は完結の日より5年間保管します。

13. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

15. 苦情の受付について

(1) サービスに関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします

苦情に関する窓口	山本 三千代
----------	--------

(2) その他の苦情申し立て窓口

船橋市健康福祉局介護保険課
市川市福祉部介護保険課

電話番号 047-436-2302
電話番号 047-712-8540

千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号 043-254-7428

第三者委員会 設置なし

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり 2 なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者名 有限会社まいむ まいむケアサポート

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて指定訪問介護サービスの提供開始に重要な事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者住所

利用者氏名

印

代理人住所

代理人氏名

印

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、まいむケアサポートが、次に記載するところにより使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

センターが円滑な支援を行ううえで、個人情報が必要となる以下の場合に使用するものとする。

- (1) 介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、地域ケア会議等において必要となる場合
- (2) 介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、主治医、行政機関その他の関係機関との連絡調整等において必要となる場合
- (3) 家族等への心身の状況説明において必要となる場合

2. 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 場合によっては、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができるものとする。

3. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、生年月日、年齢、健康状態、病歴、家庭状況等の利用者基本情報
- (2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果・意見等の要介護認定情報
- (3) ケアプラン、支援経過記録、基本チェックリスト等の支援に必要な情報

令和 年 月 日

利用者 住所：

氏名：

利用者は、身体 の 状況等により署名が できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者 に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所：

氏名：

(利用者との関係)

利用者家族 住所：

氏名：